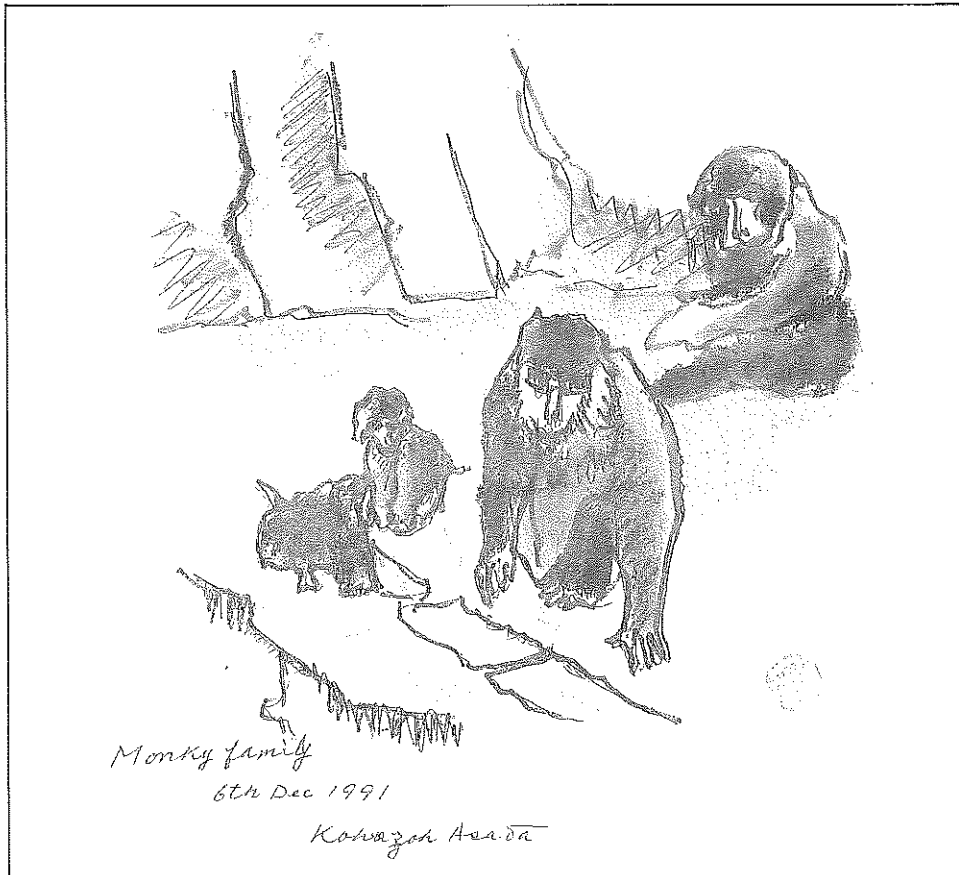


# 行政ほっかいどう

1992.1

新年あけましておめでとうございます。



「モンキーファミリー（円山動物園）」 札幌支部（西区）朝田廣三会員

書類の悩み

行政書士なら安心です！

北海道行政書士会



# 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

## 日本行政書士会連合会



## 目次

《新年の挨拶》					
年頭にあたって	北海道知事	横路孝弘			3
年頭のごあいさつ	会長	日向寺正幸			4
年頭所感	副会長	後平彰彰			5
会員の権利義務履行の年としよう	"	五十嵐博			5
行政書士の課題	"	米倉力			6
年頭の思い	総務部長	阿部力			7
年頭のごあいさつ	経理部長	間秋光			8
いま、何が問題なのか	企画部長	坂下尊			8
年頭のごあいさつ	業務研修部長	中川宏			9
年頭所感	監察部長	佐々木英			10
《業務資料》					
道路運送車両法施行規則並びに自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正について					11
住宅金融公庫法施行令等の一部改正について					11
通勤手当の非課税限度額の引上げについて					14
《お知らせ》					
競争入札参加資格申請の受付（北海道）					14
諸証明の電話予約制度の廃止について（札幌市）					15
証明書用紙の変更等について（札幌市）					15
平成3年の業務に係る年計報告の提出について					15
《寄稿》					
稲		橋本雄一		（留萌支部）	16
《その他》					
北海道行政書士会会則施行規程の一部改正（事務局の組織）について					17
本会の主要行事・支部のうごき・編集後記					18
年号・年令早見表					19
《日政連北海道支部だより》					
年頭のごあいさつ	日政連北海道支部長	日向寺正幸			20



## 年頭にあたって

北海道知事 横路 孝弘

道民の皆さん、明けましておめでとうございます。

新しい年が希望に満ちたよりよい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

いま、道内の各地では、恵まれた自然条件を生かした個性的で新しいライフスタイルの確立を目指した取り組みが進められています。安定した経済・社会基盤の上で、自然や環境を大切に、ゆとりある生活を送り、そして国際社会に貢献していくことが私たちの大きな願いです。

こうした中で、北海道の産業も年ごとに力強さを見せていますが、さらに長期的に発展していくためには、厚みと広がりのある産業構造をつくりあげることが必要であり、そのためには、技術力を一層高めることが大切になってきています。

道内では、道産米「きらら397」につづき「ほのか224」が商品化されたほか、道産カラマツ材などの高次加工、あるいはウニやホタテなどの育てる漁業の推進など生産技術力の向上への取り組みが活発化しています。また、地場企業が、独自に新技術の導入や新たな製品の開発などに積極的に取り組んでおり、こうした動きを心強く思っています。

世界はいま、歴史的な転換期の中にあります。この変化の時代こそ、私たち自身が新たな発想と行動力で新時代を切り開く絶好の機会です。

北海道はこれまでも、北方圏諸国の地域との間で、経済、文化、医療など、さまざまな交流を深めて参りました。こうした国際交流は、活力に満ちた産業活動や個性ある地域づくりに大きな力となるものでしょう。海外と直接結ぶ航空路も相次いで開設され、今年の7月には、いよいよ新ターミナルビルが完成するなど新千歳空港の国際化とともに国際エアカーゴ基地構想も大きく前進しています。

昨年11月、私は北方領土問題の理解を得るため、使節団の団長としてモスクワなどを訪問し、ロシア共和国首脳などと意見を交換しました。この訪問を通じて、両国間、特にソ連極東地方とよりよい関係をつくりあげるとともに、一層の対話を深めなければならないことを痛感しました。今後は北方領土問題についてサハリン州住民とのシンポジウムを開催するなど、一歩踏み込んだ交流を進め、北方領土問題解決のため努力して参りたいと考えております。

今年は、「国際宇宙年」です。年内には、北海道出身の毛利衛さんが日本人として初めてスペースシャトルに搭乗します。21世紀に向け、私たちも宇宙への夢をおおいに語り合える年にしたいと思います。

この素晴らしい北の大地・北海道で、人間が自然とともに豊かに生活できるそんな地域社会づくりに向け、国際的な視野を持って、みんなで知恵と力を出し合い、頑張りましょう。



## 年頭のごあいさつ

会 長 日 向 寺 正 幸

1992年の新春を迎えるに当たり、会員の皆様に謹んでごあいさつを申し上げます。会員の皆様には、常日頃から本会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。お蔭様で会務も順調に進んでおり、役員一同、今年も気持ちを新たに本会の更なる発展充実のために取組んで参る所存でありますので、何卒よろしくご指導ご鞭撻のほどを御願い申しあげる次第であります。

さて、私共現執行部は、昨年5月の定時総会において改選されましたが、会長、副会長ならびに常任理事は全員前年に引き続き再選され、また大方の理事も再選されましたので、過去の経験を生かすとともに、マンネリ化におちらないよう、つねに初心にかえり時代の変化を見据えながら、これに誤りなく対応することを心掛けて会務に当たって参りました。ご承知のとおり、当面、私共行政書士にとって極めて重要な課題として、第3次行革審で取りあげている行政手続法制定の問題があります。このことについては、米倉副会長が触れられることと思いますが、日行連において「行政手続法調査研究特別委員会」が設置され、本会から米倉副会長が委員として参画しており、更に本会としても「行政手続法調査研究委員会」を設置し、米倉副会長は札幌支部から委員をお願いして、日行連と連動しながら精力的に北海道独自の調査研究活動を展開し、昨年9月に他会に先駆けて日行連に意見書を提出しました。委員各位の献身的な努力に敬意を表する次第であります。日行連においては、この意見書を基に検討し、日行連としての意見書を10月2日付で総務庁に提出しております。このことは行政書士にとって一大エポック

メーカーとなる出来事であり、今後も更にこのことについて研修会等を通じ、会員皆様のご理解ご認識を深めて戴き、所期の目的を果したいと考えているところであります。また懸案の行政書士法の改正については、紆余曲折がありますが、日行連において新設の「行政書士制度研究委員会」で目下制度の抜本的な検討を進めており、法改正プロジェクト並びに法規部において継続的に具体的な問題の取組みをしている状況にあります。こうした流れの中で行政書士会を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

愈々私共行政書士にとって、個々人の知性は勿論、組織の知性を求められる時代になってきたことを痛感させられます。今こそ国民の信託に応えられるよう会員皆様共々英知を結集し、行政書士制度の発展充実のために頑張る決意を新たにします。年頭に当たり所懐の一端を述べ、会員皆様方のご多幸を心よりお祈り申し上げ、ごあいさついたします。





## 年 頭 所 感

副 会 長 後 平 邦 彰

1992年の新春を迎えるにあたり、北海道行政書士会会員の皆様にご挨拶を申し上げます。

日頃から北海道行政書士会の運営につきまして会員の皆様方には深いご理解とご協力いただき誠に有難うございます。紙面を借りまして厚く御礼申し上げます。

さて、私は、昨年の本総会において再度総務担当の副会長という重責を担う事になり、微力ではありますがその職を全うすべく邁進致しております。

又、今年度の日行連総会において本会の日向寺会長が日行連副会長の要職に選任され、北海道の認識が一段と高められる事になりました。私も企画開発部長と組織運営等検討委員会の副委員長の大役をおおせつかり、試行錯誤のなか担当副会長と担当職員のご指導、ご協力をいただき全国研修会・VAN研修会そして今年2月20日大阪で行うシンポジウムを成功させるべく邁進致しております。

すし、90年から新規事業の付加価値通信網VANの対応についても現在22の単会が加入をされました。これからは、より大きくするために、新年度計画と致しまして加入単会の会員まで参加出来るように検討致しておりますので、その時には、多数の会員が参加されますよう今からお願い致します。

一昨年、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正で申請取次行政書士制度が誕生しました。これに対して本会はベテラン理事の柴田先生が北海道の第1号として一昨年登録され、昨年は大阪会会長であり申請取次行政書士委員長塩野先生の研修を受け独自にこの仕事に対応していた3名が日行連から推せんされ、法務省に申請中です。この様に法又は規則が改正される度に新たな制度ができ、仕事が創出されます。

今後も会員の手足となって職域の確保に努めたいと思います。



## 会員の権利義務履行の年としよう

副 会 長 五十嵐 一 寿

1992年の新年を迎えるにあたり、会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げ、あらためて新年おめでとうございますと、申し上げます。

日頃は北海道行政書士会の会務執行運営につき、よりよきご理解とご協力を賜りお陰様で会務も順調に推移いたしてまいりましたことに対し厚く感謝申し上げます。近年の社会諸情勢の厳しいさまがわりのなか、昨年も又全世界のほとんどの国でと言ってよいほど大変革の起こった年でございます。そしてリメンバーパールハーバー50周年で締めくくられた年といっても過言ではないでしょ

う、と同時に人類社会の大いなる反省の年ではなかったのかと思われま。昨年のご挨拶の中でもふれましたように、残された今世紀も光陰矢の如く、私たちの信念を強くもたなかったら、本当に「あっ」というまのような急転直下の事態をまのあたりに体験いたしましょう。幸いに昨年は、平穩無事にすごせましたが、深く反省してみなければならぬことは多々ありました。

さて今年、は、会員権利義務の履行の年として参りたいと決意を新たにしております。会の財政状況も決して楽な状況ではございません。「滞納会

費漸増による会務執行の影響」、この問題を解決しなければなりません。必ず近く会費値上げの問題もおきかねない状況にあります。会費納入の義務を着実に守っていただきますようご協力の程お願い申し上げます。毎年のことながら、増大する予算の中各部門に対し今年はマイナスシーリングで望んで頂きたいことを希望致します。

私の担当しております車庫証明特別委員会の問題でございますが、やはり中央の諸情勢も意の如くならず、又昨年7月の新車庫法改正施行による諸問題解決のため監督官庁との話し合いも意のごとくならず遅々としている状況でございますが、解決に向かい今期も強く継続して参ります。今年

1月11、12日、日行連におきまして車庫対実務者協議会も実施されますので前進的な結果を期待するところであります。来るべき全道実務者担当者会議におきましては、皆様からよせられておりますネットワーク構築のための、名簿の作成も鋭意すすめているところでございます。いずれにしても法改正をはじめとする次なる諸法案の改正問題も山積するなか、日行連の活発なる行動を期待申し上げます。

会員各位におかれましては、建設的ご意見をご期待申し上げます、皆様がたの益々の発展をご祈念申し上げます年頭の言葉と致します。



## 行政書士の課題

副会長 米倉 博

明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、1992年の新春を迎えられましたこと、お慶び申し上げます。

毎年、年頭にあって会員の皆様にごあいさつ申し上げるとき、過ぎ去った1年において、充実した仕事できた日が果たしてあったであろうか反省してみると、残念ながら数えるほどしかなかったことに情けなさを感じるところであります。

たしかに、世間はせわしく、そのせわしさについて行くのが精一杯というところであり、マイペースで事に当たるなど到底無理な状況が今の社会といっても過言ではないように思うのです。

だからこそ、じっくり取り組める課題が必要なのではないか、ともいえる。しかし、その課題を見出すことすらままならぬ、といったところでしょうか。

翻って、本会の組織運営にあたる一員として行政書士の目指すべき課題はなにかを考えると、私にとってあまりにも荷の重い課題のような気がします。それは、不勉強に加え能力の問題、そして、その課題の大きさをあげることができます。

そこで、その目指すべき課題とは何かについて

述べてみます。

1、行政書士制度の見直し。2、内部規律の見直し。3、会員の質的向上。4、行政書士の社会における地位と評価の向上。この4点を中心に各々の具体的な事業活動をどのような方法で進めるべきであるか、ということであります。いうまでもなく、どの項目をとっても「行方が難し」と考えられるものばかりではありません。しかし、これらの問題を放置して何ら目標もなく、ただ漠然と成り行きに従って組織を運営することは烏合の衆と指摘されても甘んじなければならないのではないかと考えるところであります。勿論これらの問題を容易に解決することはできないとしても目標だけは忘れてはならないし、常にその方向にそった活動をどのように進めなければならないのか意識していなければならないと思います。これは、特定の会員（執行部）はもちろんであるが、会員全体の意識の問題でもある。「三本の矢の原理」を引合いにだすまでもないことではあるが、会員の団結が難題を解決できるか否かのカギであるといえる。小異を捨て、個人の感情を抑え、更に組織人として個別欲を満足させる行動を控えて目標

とする標的に向かって意義ある議論を積み重ねる必要が今こそあるのではないのでしょうか。

そこで、議論の対象とすべく前述の4本柱の内容は、紙面の関係上詳細に説明することはできないが、要旨は次の如くであります。

1. 行政書士制度の見直しとは、行政書士法の改正であります。現行の書士法は、全体として単なる代筆業の域を越えた構成とはなっていない。従って、実態に即した法律事務を取扱う資格業としての法律構成が必要であると考えます。
2. 内部規律の見直しとは、いうまでもなく会そのものの会則等の改正であります。特に、この改正は会員の品位、資格者としての自覚と行動規律を中心に改正すべきものであります。
3. 会員の質的向上は、法律事務を取扱う者とし

て、それに相応しい能力を備えるための施策をどのようにシステム化するかということであり

4. 行政書士の社会における地位と評価の向上とは、依頼者、他の資格業、行政庁、これら各々の間の関係において、行政書士はどのような位置を占め評価されるべきか、即ち、社会に必要とされる資格業としての評価に耐えうる行政書士像の形成であります。

以上の成就是、我々書士自身のためばかりではなく社会に貢献する資格業としての使命でなければならぬと思います。

おわりに、会員各位の燃えるような情熱と建設的なご意見を希望して年頭のあいさつといたします。



## 年頭の思い

常任理事  
総務部長 阿部力男

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様にはご家族共々お健やかに新たらしき歳をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

昨年を過去の世界史にも見られなかったソ連社会主義体制の瞬時にして怒涛のような崩壊を初めとしたユーゴの内戦等、唯々驚きの連続でありました。また国内的にはバブル経済に見られるようにザ・ヤクザと手を組んで金融、証券等の一連の不祥事件は、日本経済のあり方、就く、企業倫理と社会的責任をこれほど問われた時もないでしょう。且ての経済成長優先、利益第一主義は国内だけではなく、米国を初め各国でのゴルフ場、オフィスビル、個人住宅に至るまで買いあさりに及んでは、いかに金余りとはいえ、吾々貧乏人には想像もつかない、あまりにも節操のない話しである。困る程、金が余っているのであれば、自分では努力をしようが生きる糧にも恵まれず、路頭に迷う多くの方々に支援を差し伸べてくれないだろうか、と思うのは私1人ではないでしょう。

しかし吾々は今の日本の良き時代に生まれ育ちつくづく幸せだと思う。静かに迎える正月のおとそを頂き家族団欒、無上の幸せといえるのではないだろうか。望めば真冬でも古びた温泉宿でもスイカ、トマトが喰べられるが反面、季節感が薄れ、そういった意味では脆弱な時代かも知れない。

振り返って吾が行政書士会も組織として、時代に適応した秩序、品格ある組織を構築する時に来ているのではなからうかと考えられる。日々に変わりゆく社会の実情とそれから生ずる会務の諸問題に対して、総務部として、あるいは執行部の一員として、どう対応すべきか、一に状況による……で良いのだろうか、つくづく考えさせられる正月である。

皆さん、今年も元気で頑張りましょう。



## 年頭のごあいさつ

常任理事  
経理部長 本間 秋光

会員の皆様、あけましておめでとうございます。ご健勝にて新春をお迎えになられたことと拝察し、心からお慶び申し上げます。近年世界の政治経済は激震が続いております。一昨年のドイツ「ベルリンの壁」は崩壊したが秩序はいまだ回復せず、中東の湾岸戦争は終結すれども中東諸国の秩序回復もほど遠く、追い打ちをかけた様にソビエト連邦の解体、そして東欧諸国と併せて経済危機の問題、フィリッピン火山の大噴火、環境破壊問題等地球全体に大きな変革の時期の到来、そんな実感を肌で感じた1年でした。1992年の世界経済は全体としてゼロ成長とみる専門家も多く、しかし、そう言う状況の中で今年の経済はアジアの時代とも言われNIE Sの台湾、韓国等は高成長が期待されております。とりわけ日本国の世界に果たす役割の重要性を痛感いたします。

私達行政書士をとりまく環境は依然として厳しいものがあると思いますが、徐々にではあるが業

域の拡大が感じられ、又若手行政書士の積極的な開業の兆候も見られ、ひと昔前の書士業界のイメージが変化して来たように思われます。こういう機会に一層業界を発展させ行政書士業が専門業として、多くの書士が経済の自立発展させて行く為に北海道会の果たす役割の重大さを感じさせられます。昨年は北海道会からも日向寺会長、後平副会長、米倉副会長がそれぞれ日行連の副会長、又理事や重要な委員会のメンバーとして執行部に参画されたことも業界のマクロの面で大きな期待をいたしたいと存じます。

経理部会としても財政はほぼ安定を維持しておりますが、より「健全財政の確保」の為、ともすれば取り扱いが緩慢になりやすい「長期滞納整理」に引き続き力を入れて参りたいと存じます。どうか本年も昨年同様変わらぬご支援ご協力をお願い申しあげまして年頭のご挨拶といたします。



## いま、何が問題なのか

常任理事  
企画部長 坂下 尊

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。私共執行部も、現体制で、3期6年目を迎えようとしております。役員の方々も事務局の職員も、優秀なベテラン揃いで、また各支部長さんも、支部運営の練達者、全く申し分のない行政書士会の組織スタッフです。ですけれど、いまひとつ事業に生彩がありません。全道1,500余名の大世帯、大きな事業団体にしては、やっている事業に活気がありません。執行部にいて、しみじみそう思いますので、会員の皆様も、変わり映えのないマンネリ会務運営だと感じていることでしょう。その大きな原因は、資金不足です。長い間、会費

の値上げもしないままで、引っ張っていますので、事業にまわす財源は年々厳しく、いまのままでは次年度も今までと同じ事業を実施するだけが精一ぱいで、新規事業は全く不可能となっています。

どうしてこうなっているのか、ひとつの理由に、会費の滞納があると考えられます。年度始めの、前年度以前の繰越滞納額約1,000万円、年度中期の過年度滞納額約500万円、回収不能欠損処理と予定額約100万円程が、慢性的に続いております。このような資金が事業に利用できたなら、会の活性化に、会員の業務開発に、どんなに役立つ事だろうかと、考えこんでしまいます。年頭のおめでた



いときに当たって愚痴をこぼすようで恐縮ですが、このような問題を会員の皆様もいろいろな機会に議論し合って、解消あるいは僅少にするように、対策なり入会時のチェックなど、方向を定めてほ

しいものと思います。

では新年も皆様にとって、飛躍発展の年となりますように御努力を期待しております。



## 年頭のごあいさつ

常任理事  
業務研修部長

中川 宏 熙

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様の御繁栄と御健勝を心からお祈り申し上げます。

昨年の定時総会及びその後の理事会において、3期目の業務研修部長に選任されました。業務研修部の業務活動は奥行が深く職責の重さを痛感しております。幸い、部員の方が経験豊富な優秀な先生で構成されていることから業務の推進が円滑化し、大変感謝している次第でございます。

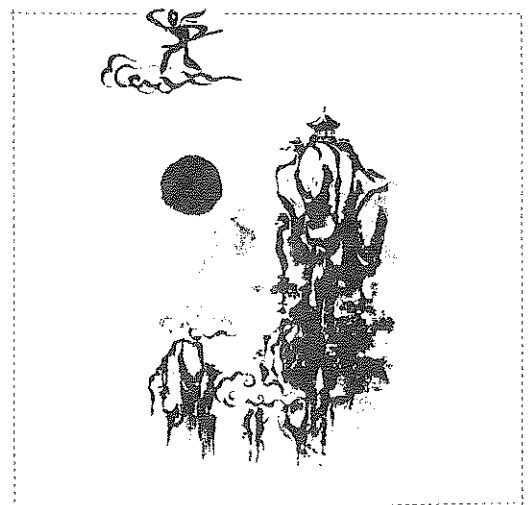
さて、行政書士の業務内容は広範多岐に亘り、これは約3,500余の許認可業務になっていることから個々の行政書士は専門的業務を見出す必要にせまられるはずで、このことは従来から考えられていることですが具体的な事業として、昭和62年度より業務研修部が専門者制度として全道及び支部専門者交流会議を開催し、また昭和63年8月に専門的業務取扱者名簿を作成しました。しかし理想的な状態にはまだ月日が必要と思われ、以上の事業を生かしていくことは会員の皆様の熱意と協力が必要であり、業務研修部としては今後新入会員研修及び一般業務研修の充実を図るため、新たな発想をもって望みたいと考えております。

昨年は会員の皆様も「日本行政」及び「行政はっかいどう」の会報等で御承知の通り、行政手続法制定に関する事業を全組織で取り組んで参りました。経過を簡単に要約すると、昨年2月22日北海道行政書士会の行政手続法の研究調査委員会が設置され、その後、臨時行政改革推進審議会の公正・透明な行政手続部会、昨年7月26日第1次要綱案ができ、その要綱案に関し北海道行政書士会の行政手続法の研究調査委員会は9月19日に日行連

に意見書を提出し、日本行政書士会連合会は10月2日に同部会の角田部会長に提出。これが一連の経過ですが、古くは昭和39年は第1次臨時行政調査会において、統一的な行政手続法制定の必要性が提唱されてきました。

行政書士として、今後依頼者との関係において行政手続法を十分に理解する必要があると考えられます。従って業務研修部としては行政手続法の研修を実施するべく計画しております。各支部を通じて案内されると思いますので、その際は認識を深めて頂くため御参加下さるようお待ちしております。

行政書士制度発展には会員の皆様の協力を得ながら組織として出来る限りの事業展開を図り、部員一同で努力して参りますので、会員の皆様の御支援を願い業務研修部からの年頭のごあいさつとします。





## 年 頭 所 感

常任理事  
監察部長 佐々木 英 寿

新年あけましておめでとうございます。輝かしい新春を迎え、会員の皆様方には、本年もまた希望と決意に満ちて業務遂行等にそれぞれ計画をお持ちのことと拝察申し上げます。

1年の経過は年令のせいにもよるでしょうが、まさに「光陰矢の如し」、走馬灯の如く過ぎ去ることを昨今痛切に感じるようになりました。今はただ時間がほしい。読みたい本も多くある、健康保持から運動もしたい、旅行もしたい、時間に貪欲になった今日この頃です。本年は時間の計画的配分と生産性について心してみたいと考えております。会員の皆さんは如何でしょうか。

さて、監察部活動であります。日行連で全国一斉に展開している「許認可手続無料相談、にせ行政書士排除月間」も本年は第15回目を迎えることとなりました。検討事項となっていたこの運動のタイトルも「行政書士制度強調月間」が最もふさわしいとの意見が多く、新年度から変更の予定

とか。名は体を現わすとすれば呼称の変更も結構ですが、問題は中身であると思います。日行連自体はそれなりの効果を上げておりますが、本会の場合は広範な地域性から種々問題を抱えており、その解決策に頭を痛めているのが本会でもあり、各支部でもあります。不在行政書士地域の問題、他士業の職域侵害、諸団体の行政書士法違反の疑い等々、調査権（捜査権）がないことから監視の目を休めることができません。機会あるごと「会員一人ひとりが監察部員」と力説しておりますが、その実態把握は実に困難であります。そしてその実態把握と確たる証拠がなければ告訴告発も出来ない状況であります。

本年はこれ等を踏まえ、そして監察担当者協議会で論議された問題を、出来ることから着実に実行していく姿勢で取組んで参る所存であります。昨年に況して皆様方の御助力をお願い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

### 行政手続法研修会の開催案内について

このことについて、「公正・透明な行政手続部会」は、11月29日、行政手続法の制定を求めるとともに、同法案要綱をまとめ、審議会長へ答申されました。

ついては、最終部会案を基に、東京大学法学部宇賀克也助教授にご来札をお願いし、右記のとおり講演をして頂くことになりましたので、お知らせしますとともに会員で当日受講を希望される方がおりましたら、支部を経由して申し込んで下さい。

記

1. 日 時 平成4年2月7日（金）  
午後1時～午後4時
2. 場 所 札幌市中央区北4条西7丁目  
北農健保会館 313号室  
電 話（011）261-3270
3. 講 師 東京大学法学部助教授  
宇賀 克也 氏  
本会・行政手続法調査研究会  
委 員 米倉 博 氏
4. 講義主題 行政手続法について

道路運送車両法施行規則並びに自動車の登録及び検査に関する  
申請書等の様式等を定める省令の一部改正について

省 令

○運輸省令第三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の規定に基づき、及び同法を実施するため、道路運送車両法施行規則並びに自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成三年十一月三十日

運輸大臣 奥田 敬和

道路運送車両法施行規則並びに自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十五号様式中

「**産田峠の産業又は遊業**」

を削る。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）  
第二条 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中

「**産田峠の産業又は遊業**」

を「**使用者の産業モード**」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成四年二月一日から施行する。（経過措置）

2 この省令による改正前の道路運送車両法施行規則第十五号様式による届出書並びに自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第一号様式及び第二号様式による申請書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

住宅金融公庫法施行令等の一部改正について

◇住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令（政令第三五〇号）（建設省）

1 住宅金融公庫の貸付金のうち、次に掲げるものの利率を引き下げることとした。（住宅金融公庫法施行令第一四条、第一七条、第一七条の二並びに附則第一〇項、第一一項及び第一四項並びに北海道防宅住宅建設等促進法施行令第一条の三、第一条の六、第二条並びに附則第五項、第六項及び第八項関係）

項	貸 付 金	改正後の利率	改正前の利率
一	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち床面積が一 二五平方メートル以下である新築住宅に係るもの （四、五及び八に掲げるものを除く。）	当初期間につ き、年五・二%	当初期間につ き、年五・四%
二	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち床面積が一 二五平方メートルを超える一五五平方メートル以下で ある新築住宅に係るもの（四、五及び八に掲げるも のを除く。）	当初期間につ き、年五・六五%	当初期間につ き、年五・九%
三	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち既存住宅に 係るもの（四、五及び八に掲げるものを除く。）	当初期間につ き、年五・六五%	当初期間につ き、年五・九%
四	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち床面積が一 五五平方メートルを超える住宅の建設若しくは購 入、所得が比較的多い者の行う住宅の建設若しくは 購入又は高額な住宅の購入等に係るもの（八に掲げ るものを除く。）	当初期間につ き、年六・一%	当初期間につ き、年六・四%

五	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者の住宅の建設又は購入に係るもの(を除く)	当初期間につき、年六・一%	当初期間につき、年六・四%	
六	個人住宅資金貸付けに係る貸付金(八に掲げるものを除く)	当初期間後の期間につき、年六・一%	当初期間後の期間につき、年六・四%	
七	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち二世帯が同居する住宅の建設又は購入に係るもの	三一(三六)年以後の期間につき、年六・二%	三一(三六)年以後の期間につき、年六・五%	
八	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち自ら居住するため主としてその居住の用に供している住宅以外に住宅を必要とする者の住宅の建設又は購入に係るもの	年六・三%	年六・六%	
九	公社賃貸住宅貸付金	年五・二%	年五・四%	
一〇	民間賃貸住宅貸付金	当初期間につき、年五・二% 当初期間後の期間につき、年六・一%	当初期間につき、年五・四% 当初期間後の期間につき、年六・四%	
一一	公的分譲住宅貸付金	当初期間につき、年五・二% 当初期間後の期間につき、年六・一%	当初期間につき、年五・四% 当初期間後の期間につき、年六・四%	
一二	民間分譲住宅貸付金	年六・八五%	年七・三%	
一三	幼稚園等の建設に係る貸付金	年六・〇%	年六・三%	
一四	関連利便施設の建設又は関連公共施設の整備に係る貸付金	年六・〇%	年六・三%	
一五	店舗等の建設に係る貸付金	年六・八五%	年七・三%	
一六	宅地の造成に係る貸付金	地方公共団体等及び土地開発公社に対する貸付金	年五・九五%	年六・二五%
		地方公共団体等の出資に係る法人及び土地区画整理組合に対する貸付金	年六・四五%	年六・六五%
		地方公共団体、土地開発公社、土地区画整理組合等以外の者に対する貸付金	年六・八%	年七・二五%
一七	住宅の改良に係る貸付金	地方住宅供給公社等に対する貸付金	年五・六五%	年五・九%
		改良後の床面積が一五五平方メートルを超える住宅の改良を行う者等に対する貸付金	当初期間後の期間につき、年六・一%	当初期間後の期間につき、年六・四%
		地方住宅供給公社等以外の者に対する貸付金	当初期間につき、年五・六五% 当初期間後の期間につき、年六・一%	当初期間につき、年五・九% 当初期間後の期間につき、年六・四%

一八	災害復興住宅に係る貸付金			年五・〇%	年五・二%
一九	地すべり等関連住宅の建設等に係る貸付金			年五・二%	年五・四%
二〇	宅地防災工事に係る貸付金			年六・〇%	年六・三%
二一	施設建築物等の建設又は購入に係る貸付金	住宅部分に係る貸付金(自ら居住するため施設建築物を購入する者に対する貸付金を除く)	住宅部分以外の部分に係る貸付金	当初期間につき、年六・二五%	当初期間につき、年六・四五%
二二	特定中高層耐火建築物等の建設又は購入に係る貸付金	住宅部分以外の部分に係る貸付金	住宅部分に係る貸付金	年六・二%	年六・四五%
二三	住宅積立郵便貯金者及び住宅用地債券を引き受けた者に対する割増貸付金	特定の住宅用地債券引受者に係る割増貸付金で一〇の住宅に係るもの	特定の住宅用地債券引受者に係る割増貸付金で二又は三の住宅に係るもの	当初期間につき、年五・六%	当初期間につき、年五・九%
二四	平成七年度末までの間に行う特別割増貸付金	それ以外の者に係る割増貸付金		年六・二%	年六・五%

2 産業労働者住宅の建設に係る住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の利率を引き下げることとした。(産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間を定める政令及び北海道防蹇住宅建設等促進法施行令第三条関係)

貸付金		改正後の利率	改正前の利率
中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係る貸付金		年六・〇%	年六・三%
中小企業者等以外に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係る貸付金		年六・五%	年六・八%

3 特定市街化区域農地の農地所有者等が当該農地を転用して分譲住宅を建設する場合等の住宅金融公庫の貸付金の利率を年六・八%から年六・六五%に引き下げることとした。(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法施行令第三条関係)

4 改正後の利率は、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が平成三年一〇月三〇日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用することとした。

## 通勤手当の非課税限度額の引上げについて

〈平成3年11月〉

このたび、所得税法施行令の改正が行われ、交通用具を使用している給与所得者の通勤手当の非課税限度額の一部が次のように引き上げられました。

※ 今回の改正では、交通機関利用者及び通勤距離が片道25キロメートル未満の交通用具使用者についての改正は行われていません。

改 正 後	改 正 前
通勤距離が片道25キロメートル以上 18,800円 (交通機関を利用したとした場合) 50,000円	通勤距離が片道25キロメートル以上 14,600円 (交通機関を利用したとした場合) 50,000円
通勤距離が片道25キロメートル以上 35キロメートル未満 14,600円 (交通機関を利用したとした場合) 50,000円	

- この改正後の非課税限度額は、本年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前の通勤手当に対する差額支給分を除きます。)について適用されます。
- 既に支払われた通勤手当のうち、課税対象となっていた金額について、新たに非課税とされる部分の金額が生ずることとなった場合の税額

の精算は、年末調整の際に行うこととなります。

税 務 署

詳しいことについては、税務署の源泉  
所得税担当におたずねください。

## お知らせ

### 競争入札参加資格申請の受付

〈北海道〉

平成4年度に道が発注する工事・設計・製造・物品の購入などに係る競争入札に参加を希望される方の資格審査の申請を次のとおり受け付けます。

なお、平成3年度の有資格者(共同企業体を除く。)は、申請の必要がありません。

#### 1. 申請書の受付期間

- 第1回 1月16日(木)から1月27日(月)まで  
 第2回 2月6日(木)から2月17日(月)まで

#### 2. 申請書の受付場所

- 主たる営業所が道外にある方は、土木部管理課、出納局物品管理課、その他関係部関係課
- 主たる営業所が道内にある方は、その所在地を管轄する支庁の地方部会計課(印刷物の製造または物品の購入について申請する方のうち、主たる営業所が札幌市にある方は出納局物品管理課)、その他関係部関係課

#### 3. 問い合わせ先

道庁土木部管理課 (☎011-231-4111)

内線28-16)

…札幌市地域振興部窓口から……………

## 諸証明の電話予約制度の 廃止について

謹啓、初冬の候、貴台におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、証明事務につきましては、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、明年1月4日から全区役所及び出張所にファクシミリを設置し、諸証明は、本籍地及び住民登録地に関わりなくどこでも（9区役所及び3出張所）発行する体制となります。

つきましては、この様な体制になること及び自治省並びに法務省から電話予約制度による交付請求は、適当でないとの指導通知等もあり、本庁窓口課で実施して参りました諸証明の電話予約制度は、明年1月4日から廃止いたしますのでお知らせいたします。今後とも特段の御協力をお願い申し上げます。

## 証明書用紙の変更等 について

札幌市では、市民サービスの向上を図るため、印鑑登録や印鑑登録証明書の発行を、平成4年1月4日からコンピューターを使って処理することになりました。

これに伴い、次のとおり証明書の用紙等を変更いたしますのでご案内いたします。

記

### 1. 電子公印の採用

印鑑登録証明書および住民票などの認証印は電子公印を採用し、黒色で表示いたします。

なお、印鑑登録証明書などでも手処理で作成する場合は、認証印は従来どおり朱色での表示となります。

### 2. 不正複写防止用紙の採用

電子公印の採用に伴い、印鑑登録証明書および住民票などの証明書は不正複写による改ざん

を防止するため特殊な用紙を採用します。

※戸籍謄・抄本などの認証印は従来どおり朱色で表示し、不正複写防止用紙は採用いたしません。

追 伸

証明書をどこの区役所でも発行

すでに実施している住民票の写しと同様に、印鑑登録証明書および戸籍謄抄本などについても、所管区以外の区役所でも取り扱うこととします。

## 平成3年の業務に係る 年計報告の提出について

〈 総 務 部 〉

平成3年の業務に係る「年計報告」の用紙を同封しましたので、3月31日まで必ず提出して下さい。(ただし、平成3年中に入会した会員は報告する必要はありません。)

— ご せ い 去 —

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
札幌(手)	2,829	長谷川 豊	3.12. 2
札幌(西)	482	沢田 永茂	3.12. 8

## 表紙のことば

札幌支部会員 朝田 廣三  
(蒼騎会会員)

初冬の円山公園はすっかり木々が落葉して、静寂そのものである。画書きとして色彩の少ない冬期のモチーフをきらう傾向が多いが、私はそう思わない。冬は冬なりの色彩があり、特に樹間をとおしての陽光の蔭影が夏には見られぬ良さがある。今年のエトにあやかりモンキーファミリーを描写してみたが、動物達の冬と闘う愛くるわしい動作が印象的であった。

湾岸戦争で世界の検察官となった米国が、もしも、日本の米市場政策に経済制裁を発動し、国連を動かして「日本に食料を売るな」と呼びかけたならどうなる？ まさかと思うが、幕張メッセの米国産米撤去事件はブッシュ大統領のファイトに再び火をつけた。日本は果たして一粒も外国より米を輸入していないのだろうか、年間5万トンを外食産業で消費しその種類は長粒種のインディカである。ところが、いまパリで「イタリア・コシシカリ」という米を売っているそうだ、イタリアでは米も作るが料理にも使う。これは文化だ。

米国はイタリアの何倍も米を作るが、内需はアジア系の人か、健康食としてのスシ・ブームぐらいだろう。栽培したのも後発、気候風土の関係で収穫も不安定、輸出目当ての産業である。貿易不均衡、農政の過保護と言うならばまあ買ってあげて、世界の飢餓地域に直接送り、海外協力隊員の手で人々に渡したら良いと思う。その国の政府に渡したのでは、途中で消えてしまったり、輸送ができず終わることの無いように監視の必要がある。

出来るなら送って喜ばれる種類のものを食べさせてあげたい、直接日本人の手で彼等の手に必ずしも米国産で無くても良いのである。米は90%以上をアジアで産し、人類の50%の主食である。原産はアッサムから中国の雲南あたりで日本に入ったのは縄文の末期であるとされている。別に、アフリカ稲とよばれる野生種が紀元前15世紀ごろから西アフリカにあった、10世紀頃アラブ人がアフリカにアジア稲を伝えたとか、種の分布・伝播に諸説があるが、現在の栽培種は殆んどアジア稲らしい。

日本では減反までして生産の調整をしている、日本の食料の自給率は「血相を変えて作っても米だけで45%、その他合わせて約75%である。世界最大の食料輸入国である日本を米国はいじめるのだろうか、それでは、日本はアジアの米輸出国か

ら買ってこれらの国々を援助したらいい、それをやったら米国はなんとしよう、おそらく世界のトップを自認する、この国の威信に係わる重大事と意識し日米摩擦に油を注ぐことになる。文明は普遍、文化は固有。日本の田植えも米国農業の影響で機械化し、「粒々辛苦の手工芸品」などと言いくなくなったけれど、瑞穂の国の美田は、文化財だと思う。今は海上自衛隊が万里離れたペルシャ湾で、掃海作業をしていることを、充分認識しなければならない時代でもある。それにしても、湾岸戦争は今までの世界史上に全く無かった戦いであった。日本政府の対応が遅すぎる。国民の選んだ国会議員とはなんなのだろうか？

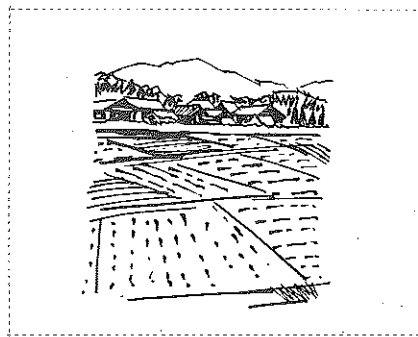
雲仙岳噴火に対する対応はどうなっているのだろうか、湾岸戦争の時と同じではないか？ 民間が立ち上がっているのに、まだもそもそして為すべきことも出来ないでいるのではないか。今は惜しさ空しさを強く感ずる。

稲の話がとんでもない方向に飛んでしまったが、我々の身近に発生する事柄もこの国の世界における位置付けとおおいに関係があることは確実なのである。

入梅時期には、田園はこの雨で一層緑が美しい、これも自然の恵みである。

「さみだれを あつめてはやし最上川」

この風情が、この国の自然なのだ。





# 北海道行政書士会会則施行規程の一部改正 (事務局の組織)について

平成3年12月6日第4回理事会で、事務局の組織について審議のうえ承認され、次のように一部改正、平成4年1月1日から施行することになりました。

◆…改正項目…◆

- ・事務局の組織について規定化したこと。
  - ・扶養手当の(5)及び5の表現が不適切のため修正したこと。
  - ・退職手当の支給割合を「自己都合」と「定年・勸奨」とに区分したこと。
- なお、事務局の職務分掌についても変更しましたので、併せてお知らせします。

## 北海道行政書士会会則施行規程 の一部改正

### 第9章 部及び事務局

#### 第1節 業務及び組織

(事務局の運営)

第83条の2 会則第81条に定めるところにより、事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務職員の指揮監督する。

勤続年数	割 合		勤続年数	割 合	
	自己都合	定年・勸奨		自己都合	定年・勸奨
1年	0.6	1.0	9年	6.75	9.0
2年	1.2	2.0	10年	7.5	10.0
3年	1.8	3.0	11年	11.1	
4年	2.4	4.0	12年	12.2	
5年	3.0	5.0	13年	13.3	
6年	4.5	6.0	14年	14.4	
7年	5.25	7.0	15年	15.5	
8年	6.0	8.0	16年以上	常任理事会で定める率	

#### 事務局の職務分掌

職名	職員名	分 掌 事 務
事務局長	菅原 幸二	事務局全般を総括し、職員を指揮監督する。
事務局次長	加地 毅	局長を補佐し、事務局の事務を整理する。(1)企画、業務研修、監察各部の事務を処理する。(2)車庫証明対策特別委員会の事務を処理する。
主 査	白石 和子	上司の命を受け、(1)総務、経理各部の事務を処理する。(2)綱紀委員会の事務を処理する。(3)行政書士登録の事務を処理する。
事務職員	田村 幸恵	上司の命を受け、(1)収入及び支出の経理事務を掌理する。(2)会費収納事務を掌理する。
同 上	小林 真子	上司の命を受け、(1)庶務事務を掌理する。(2)行政書士変更登録等の事務を掌理する。(3)物資あっせんの事務を掌理する。

- 2 事務局に事務局次長を置く。次長は、局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
- 3 事務局の組織に、次の職を置き、事務局の事務を処理する。
  - (1) 主 幹
  - (2) 主 査
  - (3) 事務職員

#### 第4節 職員の給与

(扶養手当)

- 第104条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
    - (5) 重度心身障害者
  - 5 扶養親族者で、所得があった場合、所得税法で定める額を超えると推定されるときは、扶養親族としての要件を欠くものとする。

#### 第5節 退 職

(退職手当の額)

- 第108条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその勤続期間に応じ、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

附 則 (平成3年12月6日一部改正理事会議決)

この規程の改正は、平成4年1月1日から施行する。

## ＝ 本会の主要行事 ＝

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
11. 29	第 2 回監察部会	10:00 ～ 12:00	雪印健保会館
11. 29	全道監察担当者協議会	13:00 ～ 17:00	同 上
11. 29	行政書士登録調査委員会	11:00 ～ 15:00	本会会議室
12. 5	第 1 回総務部会	13:00 ～ 17:00	同 上
12. 5	第 1 回業務研修部会	13:00 ～ 17:00	警察共済エルム会館
12. 6	第 4 回理事会	13:00 ～ 17:00	雪印健保会館

## ＝ 支 部 の う ご き ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札 幌	3. 11. 15	札 幌 第 一 ホ テ ル	倉庫業許可申請	北海道運輸局運輸部 倉庫課係長 樽本 淳一	(595) 29	一般
	3. 11. 22	晴ばれビル大会議室	冬繁期の雇用保険事務 手続及び冬期助成金の 事務手続	札幌公共職業安定所 得喪係長 田村 正幸 適用第2係長 太田 裕史	(58) 15	〃
	3. 12. 4	札 幌 第 一 ホ テ ル	偽造文書、変造文書等 のかかわり	札幌地方検察庁 刑事部長検事 大林 宏	(592) 51	〃
空 知	3. 11. 9	ホテル ス エ ヒ ロ	民 法 (債権) その1	札幌支部 理事 板垣 俊夫	(107) 12	〃
旭 川	3. 10. 23	旭川市勤労者福祉会館	宅建業免許申請等及び 特別地方消費税申告要 点	上川支庁経済部建設指導課 主 事 伊藤 亨介 上川支庁税務部課長 幸男 間税第一係長 近藤 武藤 主 事 武藤 雅史	(128) 17	〃
室 蘭	3. 11. 30	室蘭中小企業センター	戸 籍 (相続) 業 務	室蘭支部 理事 上井 伸	(50) 12	〃
釧 路	3. 11. 30	釧 路 市 福 祉 会 館	新借地借家法	弁 護 士 稲沢 優	(57) 13	〃

▶編集後記◀ 人手不足と言われて久しい。景気の後退感とともに労働力需給も多少緩和されることになるかもしれないが、日本の労働力不足は出生率低下の問題も含め、すでに構造的なものであり、将来にむけて好転するとは考えにくい。労働者派遣事業法は労働力の供給側である女性を中心とした勤務形態やライフスタイルが支持され、また企業側も人手不足の解消や業務の効率化などに対するニーズにマッチした事もあって、法定化以来、飛躍的な成長を遂げている。

日本の社会は、労働者ひとりひとりの労働時間の短縮へと動いているが、しかし社会的労働量は確実に増大し

ているのが現実である。

行政書士の行う業務と知的サービスは、これからの日本の経済社会における上記のような問題を解決する一つの大きな機能となるはずだし、またならねばならないことだと確信する。われわれの業務を派遣とは異なる高度な対事業所サービス業と位置づけるならば、北海道行政書士会員1,523名をもってしても、とても対処出来ないだけの業務が新たに創出されるはずである。朝田、河上、山本の優秀な編集委員とともに、皆様のご健康とご発展を祈りながら大きなヴィジョンをもって新年を迎えることとした。 (企画部会報担当理事 佐藤 良雄)

平成 4 年用

# 年号・年齢早見表

西暦 1992 年

年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢
明治24	1891	101	14	1925	67	昭和34	1959	33
25	1892	100	昭和1	1926	66	35	1960	32
26	1893	99	2	1927	65	36	1961	31
27	1894	98	3	1928	64	37	1962	30
28	1895	97	4	1929	63	38	1963	29
29	1896	96	5	1930	62	39	1964	28
30	1897	95	6	1931	61	40	1965	27
31	1898	94	7	1932	60	41	1966	26
32	1899	93	8	1933	59	42	1967	25
33	1900	92	9	1934	58	43	1968	24
34	1901	91	10	1935	57	44	1969	23
35	1902	90	11	1936	56	45	1970	22
36	1903	89	12	1937	55	46	1971	21
37	1904	88	13	1938	54	47	1972	20
38	1905	87	14	1939	53	48	1973	19
39	1906	86	15	1940	52	49	1974	18
40	1907	85	16	1941	51	50	1975	17
41	1908	84	17	1942	50	51	1976	16
42	1909	83	18	1943	49	52	1977	15
43	1910	82	19	1944	48	53	1978	14
44	1911	81	20	1945	47	54	1979	13
大正1	1912	80	21	1946	46	55	1980	12
2	1913	79	22	1947	45	56	1981	11
3	1914	78	23	1948	44	57	1982	10
4	1915	77	24	1949	43	58	1983	9
5	1916	76	25	1950	42	59	1984	8
6	1917	75	26	1951	41	60	1985	7
7	1918	74	27	1952	40	61	1986	6
8	1919	73	28	1953	39	62	1987	5
9	1920	72	29	1954	38	63	1988	4
10	1921	71	30	1955	37	平成1	1989	3
11	1922	70	31	1956	36	2	1990	2
12	1923	69	32	1957	35	3	1991	1
大正13	1924	68	33	1958	34	4	1992	0

年齢は誕生日以降の満年齢です。誕生日前の年齢は1を引いて下さい。

<年号を西暦に直す方法>

●明治○年 - 33    ●大正○年 + 11    ●昭和○年 + 25    ●平成○年 + 88



## 年頭のごあいさつ

日政連北海道支部長 日向寺 正 幸

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、旧年中、政連活動に格別のご協力を賜りまして誠に有難うございました。お蔭様で政連活動も概ね予定どおり推移しております。

ご承知のとおり本年は参議院議員の選挙が控えており、私共行政書士に対しご理解とご協力を戴ける方々の推せん活動を展開中であります。懸案の行政書士法の改正についても、議員立法の建て前から議員の皆様のご協力を戴かなければなりません。政治活動の原点もここにあるわけです。

そして、いつも御願い申し上げているように、政連活動に必要な財源は、会員皆様の会費によって賄われているわけですから、会費納入が遅れると当支部の活動に支障をきたすことになり、ひいては日政連活動にご迷惑をかけることとなります。残念ながら当支部はこれに該当しており、これが解消のために苦慮してきたところでありますが、会員皆様の特段のご協力により昨年中に滞納分の半分を納入することができ、残余については本年

度中には解決したいと考えておりますので、何卒会員皆様の特段のご配慮を賜りますよう重ねて御願い申しあげる次第であります。

年頭から御願いに終始いたしました。新年にあたり、会員皆様方のご多幸ご繁栄をご祈念申し上げますとともに行政書士制度発展充実のために日政連に対する一層のご支援ご協力を心から御願い申しあげ、ごあいさついたします。



### 事務局の年末・年始休みのお知らせ

★年 末 12月29日（日）から休業  
★年 始 1月4日（土）から始業

'92. 1. 第 188 号 平成 4 年 1 月 1 日 発行

発行人 日向寺 正 幸  
編集人 坂 下 尊  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 (有) 酒井印刷所  
札幌市中央区南3条西1丁目

札幌市中央区北1条西7丁目（西向）タキモトビル2階  
TEL 代表(011)221-1221・FAX (011)281-4138  
郵便番号 060  
取引銀行 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)  
北海道銀行本店(当 19116)  
北 洋 銀 行 本 店(普0742651)  
札 幌 銀 行 本 店(普 389444)  
振替口座 小 樽 3-8224番